

求職者等に対するハラスメントの防止について

京田辺市では、採用活動、インターンシップ、実習、職員訪問その他の求職活動等に参加される皆さまが、安心して活動できるよう、求職者等に対するハラスメントの防止に取り組んでいます。

本市職員は、求職活動等において、求職者等の人格を尊重し、採用、実習、評価等に関して不安や不利益を感じさせることのないよう、適切に対応します。

本市職員の対応について

本市職員が、求職活動等に関連して、次のような対応を行うことはありません。

- ・ 職員個人の SNS、私用メール、私用携帯電話等による私的な連絡
- ・ 個人的な食事、飲酒、私的な面会等への誘い
- ・ 性的な言動その他不快感を与える言動
- ・ 威圧的な言動、人格を否定する言動その他求職活動等を阻害するおそれのある言動
- ・ 採用、実習、評価等への影響を示唆した不適切な働きかけ

求職活動等に関する連絡は、原則として、本市が指定する公用メール、電話、申込フォーム、公式ホームページその他公的な連絡手段により行います。

相談について

求職活動等において、本市職員から不適切な言動を受けた場合や、対応に不安を感じた場合は、下記の相談先にご相談ください。

相談は、本人からの申出のほか、必要に応じて、学校、大学、実習機関、キャリアセンター等を通じて行うこともできます。

また、インターンシップ、実習、職場体験等において、来庁者、施設利用者
その他第三者からハラスメントに類する言動を受けた場合も、必要に応じてご
相談ください。

不利益な取扱いの禁止

相談したことにより、採用選考、実習評価、受入れの可否、今後の応募その
他求職活動等において、不利益な取扱いを受けることはありません。

また、相談内容及び個人情報、プライバシーに配慮し、必要な範囲で適切
に取り扱います。

相談先

京田辺市役所 総務部 職員課

電話：0774-64-1324

メール：syokuin@city.kyotanabe.lg.jp

京田辺市役所 市民部 人権啓発推進課

電話：0774-64-1336

メール：jinken@city.kyotanabe.lg.jp

※相談内容に応じて、関係部署と連携して対応する場合があります。その場
合も、相談者の意向及びプライバシーに配慮します。